

# 議題 1 基本仕様等について

平成 22 年 10 月に策定した福岡市学校給食センター再整備基本構想に示す基本方針の 6 つの柱に基づき、施設整備・運営の基本的な考え方を検討する。

## 福岡市学校給食センター再整備基本構想（平成 22 年 10 月策定）

### 学校給食センター再整備の基本方針

- ア 安全・安心な給食のための衛生水準，危機管理の徹底
- イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備
- ウ 食育に資する望ましい給食環境の整備
- エ より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実
- オ 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営
- カ 環境負荷の低減

## 1 事業用地

所在地	福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目 1 5 番 1
所有者	福岡市（港湾局所管（港湾整備事業特別会計））
用途地域	準工業地域
臨港地区の分区	商港区
面積	約 12,605 m <sup>2</sup>



## 2 施設の機能

### (1) 調理能力

1日あたり 13,000食程度（アレルギー対応食及び二次加工食を含む。）

### (2) 配送校数

供用開始時中学校 21校、特別支援学校 2校

（平成 30 年度の第 3 給食センター供用開始に伴い、配送エリアの見直しを予定）

### (3) 献立方式

#### ① 中学校献立

- ・副食 3 品
- ・2 献立制
- ・希望者にはアレルギー対応食を提供

#### ② 特別支援学校献立

- ・副食 3 品（中学校献立に準拠。ただし、使用する食材、切り方、大きさ、調味方法などが一部異なる。）
- ・1 献立制
- ・希望者にはアレルギー対応食、二次加工食、アレルギー対応・二次加工複合食を提供

#### ③ アレルギー対応食

- ・対応アレルゲンは表示義務原材料 7 品目（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とする。
- ・除去食を基本とし、メニューに占める除去割合が多い場合は代替食を提供する。
- ・中学校献立又は特別支援学校献立を基本とし、3 形態（卵対応、乳対応、アレルゲン 8 種対応）からの選択とする。
- ・最大 150 食程度を想定

#### ④ 二次加工食

- ・咀嚼（噛み砕き）、嚥下（飲み込み）など生徒・児童の摂食機能にあわせ、大きさ、硬さ、とろみを考慮した調理を行う。
- ・最大 20 食程度を想定

### 3 施設整備・運営の基本仕様

#### ア 安全・安心な給食のための衛生水準，危機管理の徹底

- ・学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の遵守
- ・HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく衛生管理
- ・作業場内の温湿度や労務負担の軽減など、調理従事者の作業環境への配慮
- ・災害時等においても学校給食を提供できる施設整備

#### イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・除去食又は代替食の提供が可能なアレルギー専用調理室等の設置
- ・個人専用容器による配送

#### ウ 食育に資する望ましい給食環境の整備

- ・PEN樹脂製個別食器の導入
- ・調理室を見ることが出来る通路又は部屋を設置

#### エ より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実

- ・高機能調理機器及び高性能断熱食缶の導入
- ・中学校献立と分けて調理可能な知的障がい特別支援学校給食調理ラインの確保
- ・二次加工食調理室等の設置

#### オ 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営

- ・建設から維持管理・運営に渡るライフサイクルでのコスト効率化
- ・学校配膳室の改修による混雑解消及びバリアフリー化
- ・食器・食缶分離配送方式の導入
- ・「ユニバーサル都市・福岡」や障がい者雇用推進の理念、人や車の動線を踏まえた施設整備及び運営

#### カ 環境負荷の低減

- ・周辺地域の環境保全
- ・省エネルギー設備の導入、新エネルギーの利用
- ・残渣の再生利用の継続

#### 4 施設の構成

- ・ 1 場 1 棟とする。
- ・ 給食エリアは 1 階配置とし、ドライシステムを採用する。
- ・ 炊飯設備は設けない（ただし、アレルギー 8 種対応食の麦なしご飯及び二次加工食の米飯加工については、施設内に炊飯器を設置するなど炊飯機能を備え、対応する。）。

区域・区分		諸 室 等
一般エリア		玄関、事務室、更衣室、会議室、検査室、休憩室、トイレ など
給食エリア	汚染作業区域	(検収・下処理ゾーン) 食材搬入用プラットフォーム、検収室、食品庫、皮むき室、下処理室 など  (洗浄ゾーン) 回収用プラットフォーム、洗浄室 など
	非汚染作業区域	(調理ゾーン) 野菜切裁室、揚物・焼物・蒸し物調理室、煮炊き調理室、和え物室、アレルギー専用調理室、二次加工食調理室 など  (配送・コンテナプールゾーン) 配送用プラットフォーム、コンテナ室 など
	その他の区域	前室、調理従事者用トイレ など

## 議題3 事業手法について

第2回第2給食センター（仮称）整備計画検討委員会のまとめ

施設整備から調理業務まで一括して発注することにより、給食の質の向上や事業の効率化が期待できることから、DBO方式、PFI（BTO）方式及びPFI（BOT）方式に絞り、定性面や定量面の効果等について検証を行い、第2給食センター（仮称）の整備・運営の実施に最適な事業手法を検討する。

### 1 事業手法選定にあたっての視点

#### 福岡市学校給食センター再整備基本構想（平成22年10月策定）

事業手法選定の評価視点

- ① 安全・安心でおいしい給食の安定供給
- ② 事業の効率化
- ③ 財政負担の長期平準化

#### 福岡市の官民協働事業（PPP）への取り組み方針（平成24年4月施行）

事業手法の選定基準

- ・以下の全てに該当する事業は、PPPによる事業化を図る。
  - ① VFMの値（従来手法と比較して0%以上である。）
  - ② 民間企業の意向（民間企業の参画意向がある。）
  - ③ 整備スケジュール（開業時期などの時間的制約に対して支障がない。）
- ・事業化にあたって重視する視点  
総事業費の縮減、年次投資額の平準化、運営面の魅力向上、  
維持管理の効率化、市有資産の有効活用 など

### 2 市と事業者の業務分担

#### (1) 市の業務

用地取得、献立作成、栄養管理、食育、食器・食具調達、給食食材の調達・検査

#### (2) 事業者の業務

施設整備（第2給食センターの設計・建設・工事監理、学校配膳室改修、運営備品調達、配送車両調達、事前調査、各種手続き）、維持管理（建物・建築設備・厨房設備・外構の維持管理、清掃、警備）、運営（給食調理、配送・回収、学校配膳室業務、洗浄）、献立作成支援、食育支援

### 3 整備スケジュール上の制約

第2給食センター（仮称）の供用開始は、第1回第2給食センター（仮称）整備計画検討委員会における意見を踏まえ、平成28年9月を予定している。

事業者選定までに最も期間を要するPFI方式により事業を実施する場合においても、供用開始時期に影響はないものと考えられる。

#### 4 民間事業者の参画意向

DBO方式、PFI（BTO）方式又はPFI（BOT）方式により実施した場合の事業への参画意向について、第1給食センター（仮称）整備運営事業の入札に参加した企業を中心に市場調査を実施し、24社から関心があるとの回答を得ている。

#### 5 各事業手法の比較

##### (1) 概算事業費及びVFMの比較

	従来方式	DBO	PFI（BTO）	PFI（BOT）
事業費（概算）※	130.6 億円	116.4 億円	116.8億円 (起債なしの場合)	119.4 億円
VFM	—	10.8%	9.1% (起債なしの場合)	6.9%

※事業費は現時点での概算額であり、今後、仕様の詳細を決定していく中で増減する。

- ・従来方式と比較して、いずれの方式についても縮減効果が見込まれる。
- ・PFI（BOT）は、DBO方式及びPFI（BTO）と比較して、やや劣っている。

##### (2) 定性面の比較

	DBO方式	PFI（BTO）方式	PFI（BOT）方式
サービスの提供 事業の効率化	○設計・建設から維持 管理・運営まで一体的 に実施することで、サ ービス水準の向上や 事業の効率化が可能	○設計・建設から維持 管理・運営まで一体的 に実施することで、サ ービス水準の向上や 事業の効率化が可能	○設計・建設から維持 管理・運営まで一体的 に実施することで、サ ービス水準の向上や 事業の効率化が可能
事業の安定性 リスク管理	○事業者のセルフモ ニタリングと市のモ ニタリングによる効 果が期待できる。 ▲金融機関によるモ ニタリング効果が期 待できない。 ▲契約が複数となり、 リスク分担が不明確 になる可能性あり。	○事業者のセルフモ ニタリングと市のモ ニタリングによる効 果が期待できる。 ○金融機関によるモ ニタリング効果が期 待できる。 ○市が施設を所有す るため、市による緊急 対応を行いやすい。	○事業者のセルフモ ニタリングと市のモ ニタリングによる効 果が期待できる。 ○金融機関によるモ ニタリング効果が期 待できる。 ▲事業者が施設を所 有するため、市による 緊急時対応に制約が でる可能性あり。
財政負担の平準 化	▲一般財源による初 期投資が必要となり、 平準化は不可。	○市の財政負担の平 準化が可能。	○市の財政負担の平 準化が可能。

- ・事業の安定性や財政負担の平準化という観点から、PFI（BTO）が最も優れている。

(1) 及び (2) より、PFI（BTO）方式が最も優れていると考えられる。

## 議題 4 維持管理・運営期間について

事業期間を検討するポイント

～内閣府 P F I 推進室ホームページ「P F I 事業導入の手引き」より～

- 事業期間が長いほど、民間事業者に金利や、借り換え費用の負担が発生するため、民間事業者の参画意向に影響するかどうか検討する必要があります。
- 事業期間中に設備等の更新が必要となるかどうかを考慮します。
- 事業期間が長期にわたる場合、大規模修繕業務を P F I 事業範囲とするか検討する必要があります。
- 技術進歩の早い機器が、事業期間中に陳腐化するかどうか考慮します。

- ・一般的に建物の大規模修繕は、竣工後 15 年～20 年目に実施するケースが多い。  
P F I (B T O) 方式では、大規模修繕が発生しない期間を事業期間として設定することが一般的である。
- ・事業期間が長期間に及ぶほど生徒数増減幅の予測が困難となり、また、福岡市における学校給食事業のあり方の見直し、配送対象校の統廃合、センター間の配送対象校調整等の必要性が生じる可能性が高くなる。
- ・民間事業者の資金調達において、15 年を超える場合、一般的に借換えが必要となる。
- ・学校給食センターの先行 P F I 事業 (34 事例) において、30 事業が維持管理・運営期間は 14 年 7 月～15 年 8 月間と設定している。[次頁参照]  
※事業期間を 20 年以上と設定している 3 事業及び 14 年未満と設定している 1 事業は、実施方針公表が、全国的に P F I 方式が導入されはじめた平成 17 年度以前の事例であり、うち 3 事業は運營業務を含まない事業となっている。平成 18 年度以降に実施方針が公表された 26 事業の維持管理・運営期間はいずれも 14 年 7 月～15 年 8 月となっている。
- ・第 1 給食センター (仮称) の維持管理・運営期間は、平成 26 年 9 月から平成 41 年 3 月までの 14 年 7 月としている。

以上を踏まえ、維持管理・運営期間を平成 28 年 9 月から平成 43 年 3 月までの 14 年 7 月とする。

【参考】

平成17年度以前に実施方針公表

	事業名	自治体名	維持管理・運営開始日	維持管理運営終了日	維持管理運営期間
1	八雲村学校給食センター施設整備事業	島根県八雲村	H14.9.1	H44.9.1	30年0ヶ月
2	千葉市大宮学校給食センター（仮称）整備事業	千葉県千葉市	H17.4	H32.3.31	15年0ヶ月
3	上市市学校給食センター建設・維持管理等事業	山形県上市市	H17.4	H37.3.31	20年0ヶ月
4	仮称浦安市千鳥学校給食センター整備運営事業	千葉県浦安市	H18.4.1	H33.3.31	15年0ヶ月
5	伊万里市学校給食センター（仮称）整備事業	佐賀県伊万里市	H18.9.1	H33.8.31	15年0ヶ月
6	（仮称）宇多津新給食センター整備運営事業	香川県宇多津町	H19.4.1	H39.3.31	20年0ヶ月
7	可児市学校給食センター整備・維持管理等事業	岐阜県可児市	H19.9.1	H32.3.31	12年7ヶ月
8	（仮称）仙台市新野村学校給食センター整備事業	宮城県仙台市	H20.4.1	H35.3.31	15年0ヶ月

平成18年度以降に実施方針公表

9	東根市学校給食共同調理場整備等事業	山形県東根市	H20.4.1	H35.3.31	15年0ヶ月
10	木更津第一小改築及び木更津市学校給食センター整備事業	千葉県木更津市	H21.4.1	H36.3.31	15年0ヶ月
11	山形市学校給食センター整備運営事業	山形県山形市	H21.4.1	H36.3.31	15年0ヶ月
12	狭山市立第一学校給食センター更新事業	埼玉県狭山市	H21.9.1	H36.3.31	14年7ヶ月
13	豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業	愛知県豊橋市	H22.4.1	H37.3.31	15年0ヶ月
14	（仮称）仙台市新高砂学校給食センター整備事業	宮城県仙台市	H22.4.1	H37.3.31	15年0ヶ月
15	（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業	宮城県名取市	H22.8.25	H37.3.31	14年8ヶ月
16	御殿場市学校給食センター（仮称）整備事業	静岡県御殿場市	H22.9.1	H38.3.31	15年7ヶ月
17	南部学校給食センター建替整備等事業	静岡県静岡市	H22.9.1	H37.3.31	14年7ヶ月
18	大垣市南部学校給食センター整備事業	岐阜県大垣市	H22.9.1	H37.3.31	14年7ヶ月
19	久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業	福岡県久留米市	H22.9.1	H37.3.31	14年7ヶ月
20	千葉市新港学校給食センター整備事業	千葉県千葉市	H22.10.1	H37.9.30	15年0ヶ月
21	豊田市東部給食センター改築整備運営事業	愛知県豊田市	H23.4.1	H38.3.31	15年0ヶ月
22	東松島市新学校給食センター整備運営事業	宮城県東松島市	H23.8.29	H38.3.31	14年8ヶ月
23	仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業	千葉県浦安市	H23.9.1	H38.8.31	15年0ヶ月
24	（仮称）愛西市学校給食センター整備事業	愛知県愛西市	H24.4.1	H39.3.31	15年0ヶ月
25	大洲学校給食センター整備・運営事業	愛媛県大洲市	H24.9.1	H39.3.31	14年7ヶ月
26	銚子市学校給食センター整備運営事業	千葉県銚子市	H25.1.1	H39.12.31	15年0ヶ月
27	（仮称）八千代市学校給食センター西八千代調理場整備・運営事業	千葉県八千代市	H25.4.1	H40.3.31	15年0ヶ月
28	立川市新学校給食共同調理場（仮称）整備運営事業	立川市泉町	H25.4.1	H40.3.31	15年0ヶ月
29	鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業	埼玉県鶴ヶ島市	H25.9.1	H40.3.31	14年7ヶ月
30	田原市給食センター整備運営事業	愛知県田原市	H26.4.1	H41.3.31	15年0ヶ月
31	青森市小学校給食センター等整備運営事業	青森県青森市	H26.4.1	H41.3.31	15年0ヶ月
32	鎌ヶ谷市学校給食センター建替事業	千葉県鎌ヶ谷市	H26.4.1	H41.3.31	15年0ヶ月
33	（仮称）野々市市小学校給食センター施設整備・運営事業	石川県野々市市	H26.8.30	H42.3.31	15年8ヶ月
34	福岡市（仮称）第1給食センター整備運営事業	福岡市	H26.9.1	H41.3.31	14年7ヶ月

## 議題5 事業スケジュール等について

(1) 整備計画の策定

第2給食センター（仮称）整備計画検討委員会における意見等を踏まえ、平成24年度中に整備計画を策定予定。

(2) 事業スケジュール（予定）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施方針の策定</li> <li>● 特定事業の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者の公募・選定</li> <li>● 用地取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設計・建設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 維持管理・運営 平成28年9月から 平成43年3月まで</li> </ul>

※事業スケジュールは現時点でのものであり、今後事業を進めていく中で変更となる場合がある。